

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍法 <p>第一条 戸籍に関する事務は、この法律に別段の定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳法 <p>第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 <p>第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、前条の政令で定める措置をとらなければならない。</p> <p>2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・茅ヶ崎市印鑑条例 <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、茅ヶ崎市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・茅ヶ崎市印鑑条例施行規則 <p>第1条 この規則は、茅ヶ崎市印鑑条例(昭和50年茅ヶ崎市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険法 <p>第四条第三項 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。第九条第三項、第七項及び第十項、第十一条第二項、第六十三条の二、第八十一条の二第一項各号並びに第九項第二号及び第三号、第八十二条の二第二項第二号及び第三号並びに附則第七条第一項第三号並びに第二十一条第三項第三号及び第四項第三号において同じ。）の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。</p> ・ 国民年金法 <p>第十二条 被保険者（第三号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。</p> ・ 高齢者の医療の確保に関する法律 <p>第四条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。</p> ・ 児童手当法 <p>第七条 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。</p> ・ 茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例 <p>第6条 児童の医療費の助成を受けようとする対象者は、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍法 <p>第十条 戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。</p> ・ 住民基本台帳法 <p>第十二条 市町村が備える住民基本台帳に記録されている者は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付を請求することができる。</p> ・ 茅ヶ崎市印鑑条例 <p>第7条 市長は、前条の規定により印鑑登録原票を調製したときは、登録番号を付した印鑑登録証を当該登録申請者又はその代理人に交付する。</p> ・ 地方税法 <p>第二十条の十 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限って、これを交付しなければならない。</p> <p>第三百八十二条の二 市町村長は、納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載をされている部分又はその写しをこれらの者の閲覧に供しなければならない。</p> ・ 地方自治法 <p>第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p> ・ 茅ヶ崎市手数料条例 <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地、埋葬等に関する法律 <p>第 8 条 市町村長が、第 5 条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市斎場条例 <p>第4条 斎場を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市斎場条例施行規則 <p>第4条 条例第4条第1項の規定により使用の承認を受けようとする者は、茅ヶ崎市斎場使用申請書に埋火葬許可証又は改葬許可証を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、使用の承認をするときはその旨を、使用の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を、茅ヶ崎市斎場使用決定書(以下「使用決定書」という。)により申請者に通知するものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市財務規則</p> <p>第8条 出納員は、別表第1左欄に掲げる課等に置き、出納員に充てる職員及び委任する事務は、それぞれ当該中欄及び右欄に定めるところによる。</p> <p>(別紙1抜粋) 小出支所・支所長・市税及び税外収入金の収納</p> <p>第9条 出納員等が現金取扱いに使用する領収印は、別表第2に定めるものとする。</p> <p>第10条 出納員等は、納入義務者から納付された現金又は証券(以下「収納金等」という。)を受領したときは、速やかにこれを指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p>第11条 出納員等は、善良な管理者の注意義務をもって、収納金等を保管しなければならない。</p> <p>第49条 会計管理者等又は指定金融機関等は、歳入を収納したときは、納入義務者に第9条第1項に規定する領収印又は第122条第1項に規定する領収印を押印した領収書を交付しなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・茅ヶ崎市支所及び出張所設置条例 <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">・茅ヶ崎市役所小出支所集会施設条例 <p>第1条 この条例は、茅ヶ崎市役所小出支所集会施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 集会施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）</p> <p style="text-align: center;">第2章 埋葬、火葬及び改葬</p> <p>第3条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後24時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。</p> <p>第4条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。</p> <p>2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。</p> <p>第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p> <p>茅ヶ崎市斎場条例(抜粋) 平成4年12月22日 条例第29号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、茅ヶ崎市斎場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (平12条例42・一部改正) (設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 火葬及び葬儀を行うため茅ヶ崎市斎場(以下「斎場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）</p> <p>第2章 埋葬、火葬及び改葬</p> <p>第4条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。</p> <p>2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。</p> <p>第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p> <p>茅ヶ崎市斎場条例(抜粋) 平成4年12月22日 条例第29号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、茅ヶ崎市斎場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 火葬及び葬儀を行うため茅ヶ崎市斎場(以下「斎場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）</p> <p>第2章 埋葬、火葬及び改葬</p> <p>第4条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。</p> <p>2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。</p> <p>第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p> <p>茅ヶ崎市斎場条例(抜粋)</p> <p>平成4年12月22日</p> <p>条例第29号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、茅ヶ崎市斎場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(平12条例42・一部改正)</p> <p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 火葬及び葬儀を行うため茅ヶ崎市斎場(以下「斎場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）</p> <p>第2章 埋葬、火葬及び改葬</p> <p>第4条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。</p> <p>2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。</p> <p>第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p> <p>茅ヶ崎市斎場条例(抜粋)</p> <p>平成4年12月22日</p> <p>条例第29号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、茅ヶ崎市斎場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(平12条例42・一部改正)</p> <p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 火葬及び葬儀を行うため茅ヶ崎市斎場(以下「斎場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>